

高齢者の带状疱疹ワクチンの定期接種について（令和7年4月から）

令和7年4月から、带状疱疹ワクチンは予防接種法に基づく「定期予防接種」に指定され、町が対象者に助成等を実施し、予防接種を行います。

接種希望者	予診票	助成額
○定期接種対象者 令和8年3月31日時点の年齢が 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、 90歳、95歳、100歳、101歳以上 の方。 満60歳以上65歳未満でヒト免疫 不全ウイルスによる免疫の機能に 障害があり身体障害者手帳1級 程度の方。	対象の方に予診票を送付します。 ※過去に带状疱疹ワクチンを接種された 方には発送されません。	生ワクチン 5,000円（生涯1回） 不活化ワクチン 10,000円（生涯2回） 役場が発行した予診票に必要事項を 記入し、接種する医療機関へ提出し て下さい。 接種費用から助成金額が差し引かれ ます。
○定期接種対象者以外の方 （任意接種） ※ただし、50歳以上の方	①過去に助成を受けていない方 福祉保健課に連絡し予診票を請求 してください。 （福祉保健課76-4608） ②過去に助成を受けて接種した方 全額自己負担での接種となります。 予診票を取り寄せる必要はありま せん。医療機関に直接問合せ下さ い。	※定期接種・任意接種ともに 助成金額は同じです。

※令和7年度から令和11年度までの5年間は、65歳以上の5歳刻み年齢（70、75、80、85、90、95、100）の方が定期接種の対象者になります。101歳以上の方は、令和7年度に限り定期接種の対象となります。